

令和5年第1回

初山別村議会
臨時会会議録

初山別村議会

令和5年第1回初山別村議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和5年5月1日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和5年5月1日 午後1時35分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 一裕 2番 高場志津子 3番 鎌田 健治 4番 斉藤 勝博 5番 長谷川幸廣 6番 7番 三谷 博子 8番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教育長 宇野 要 監査委員 荒木 隆
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副村長 村田 繁光 総務課長 加藤 明彦 住民課長 小川 志鏡 経済課長 寺崎 廣輝 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 教育次長 出納室長 藤田美由紀
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	臨時議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	臨時議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	斉藤 勝博 加藤 一裕
会議の書記氏名	事務局長 大井 英世 書記 岩井 陸
そ の 他	なし

臨時議長の紹介	
事務局長	大井英世 君
本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107	
条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。	
年長の高場志津子議員をご紹介申し上げます。	
(年長の議員高場君、臨時議長席に着く)	
開 会 ・ 開 議	
臨時議長	高場志津子 君
ただ今ご紹介ありました高場志津子です。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わ	
るまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願ひします。	
これより令和5年第1回初山別村議会臨時会を開会します。	
本日の会議を開きます。	
議事日程はお手元に配付のとおりであります。	
日程第1 仮議席の指定	
臨時議長	高場志津子 君
日程第1 仮議席の指定を行います。	
仮議席はただ今着席の議席といたします。	
(年齢順で着席)	
日程第2 会議録署名議員の指名	
臨時議長	高場志津子 君
日程第2 会議録署名議員の指名を行います。	
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により臨時議長において 斉藤勝博君及び加藤	
一裕君を指名します。	
日程第3 選挙第1号	
臨時議長	高場志津子 君
日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。	

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選
にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
臨時議長 高場志津子 君
異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
指名の方法については臨時議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ありません
か。
(全員異議なしの声あり)
臨時議長 高場志津子 君
異議なしと認めます。したがって、臨時議長において指名することに決定しました。
議長に木村健一君を指名します。
お諮りします。ただ今、臨時議長が指名した木村健一君を当選人と定めることに、ご異議あり
ませんか。
(全員異議なしの声あり)
臨時議長 高場志津子 君
異議なしと認めます。よって、木村健一君が当選されました。
ただ今、当選された木村健一君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選
の告知をします。
議員 木村健一 君
臨時議長。
臨時議長 高場志津子 君
ただ今、当選された木村健一君から発言を求められていますので、これを許します。
木村健一君。
議員 木村健一 君
臨時議長より、議長当選の告知を受けましたので、謹んでお受けいたします。議員各位のご指
導、ご鞭撻をいただきながら、勤めを果たしていく所存でございますので、よろしくお願いま
す。
臨時議長 高場志津子 君
これで、臨時議長の職務は全部終了しました。
ご協力ありがとうございました。

木村議長は、議長席に着席願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時34分 再開 午後1時35分)

日程第4 会期の決定

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定しました。

日程第5 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第5 諸般の報告を行います。

本件につきましては綴り込みにあるとおりですので、朗読を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、朗読を省略します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 選挙第2号

議長 木村健一 君

日程第6 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(全員異議なしの声あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。
副議長に三谷博子君を指名します。
お諮りします。ただ今、議長が指名した三谷博子君を当選人と定めることにご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、三谷博子君が当選されました。
ただ今、当選された三谷博子君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をします。
議員 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
ただ今、当選された三谷博子君から発言を求められていますので、これを許します。
三谷博子君。
議員 三谷博子 君
ただ今、議長より副議長当選の告知を受けましたので謹んでお受けいたします。議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら勤めを果たしていく所存でございますので、よろしくお願ひします。
日程第7 議席の指定
議長 木村健一 君
日程第7 議席の指定を行います。
議席は会議規則第3条第1項の規定により議長が指定します。
暫時休憩いたします。
(休憩 午後1時39分 再開 午後1時42分)
(休憩中、議長・副議長を除く議員でくじを引く)
議長 木村健一 君

議長から指名する議席の決定はくじによって行います。
このくじの順序は仮議席順に行います。
なお、会議規則運用例第12の規定によって、議長席は最終番、副議長席は最終2番となっておりますので、議長・副議長を除く議員でくじを引きます。
したがって、1番から5番までとなります。
(くじ棒～1番議員から順に引く。)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
朗読いたします。
1番加藤一裕君、2番高場志津子君、3番鎌田健治君、4番斉藤勝博君、5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君、8番木村健一君。
ただ今朗読のとおり議席を決定します。
議席が決定しましたので、指定の席にお着き願います。
暫時休憩いたします。
(休憩 午後1時43分 再開 午後1時45分)(議席札を入れ替える。)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第8 常任委員の選任
議長 木村健一 君
日程第8 常任委員の選任を行います。
常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって議長から指名いたします。
総務経済常任委員に1番加藤一裕君、2番高場志津子君、3番鎌田健治君、4番斉藤勝博君、5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君、8番木村健一君、以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。ただ今指名しましたとおり常任委員に指名することに決定しました。
暫時休憩をいたします。
(休憩 午後1時46分 再開 午後1時47分)

議長 木村健一 君
「議長の辞任について」を議題とします。
議長は退場しますので、この件副議長において審議願います。
(議長退場し、副議長が議長席に着く)
副議長 三谷博子 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。
ただ今、議長から総務経済常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。
議長はその職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、行政実例でも委員の辞任が認められておりますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものです。
辞任について許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
副議長 三谷博子 君
異議なしと認めます。したがって、議長の総務経済常任委員の辞任については、許可することに決定しました。
暫時休憩します。
(休憩 午後1時48分 議長入場、着席)
議長 木村健一 君
委員会条例の規定に基づき、委員長・副委員長の互選を行ってください。
(再開 午後1時57分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
諸般の報告をいたします。
休憩中に総務経済常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。
委員長に長谷川幸廣君、副委員長に高場志津子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
日程第9 議会運営委員の選任

議長 木村健一 君
日程第9 議会運営委員の選任を行います。
議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長から指名いたします。議会運営委員に1番加藤一裕君、5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君、以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。
委員会条例の規定に基づき、委員長・副委員長の互選を行います。
休憩中に委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行ってください。
暫時休憩します。
(休憩 午後2時00分 再開 午後2時05分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
諸般の報告をいたします。
休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。
委員長に加藤一裕君、副委員長に長谷川幸廣君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
日程第10 発議第3号
議長 木村健一 君
日程第10 発議第3号 特別委員会設置及び委員の選任についてを協議します。
お諮りします。会議公開の原則に基づいて4人の委員で構成する初山別村議会報発行特別委員会を設置し、議会広報の在り方について調査するためこれに付託し、審査終了まで閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本件については4人の委員で構成する初山別村議会報発行特別

委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審議をすることに決定しました。
お諮りします。委員の選任については委員会条例第5条の規定によって、議長から指名いたします。議会報発行特別委員に1番加藤一裕君、2番高場志津子君、4番齊藤勝博君、7番三谷博子君、以上4名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました4人の方を委員に選任することに決定しました。
委員会条例の規定に基づき委員長・副委員長の互選を行います。
休憩中に委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行ってください。
暫時休憩します。
(休 憩 午後2時09分 再 開 午後2時13分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
諸般の報告をいたします。
休憩中に議会報発行特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。
委員長に齊藤勝博君、副委員長に三谷博子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
日程第11 選挙第3号
議長 木村健一 君
日程第11 選挙第3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。
羽幌町外 2 町村衛生施設組合議会議員に高場志津子君を指名します。
お諮りします。ただ今、議長が指名した高場志津子君を当選人と定めることにご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、高場志津子君が当選されました。
ただ今、当選された高場志津子君が議場におられますので、会議規則第 3 2 条の規定により当選の告知をします。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
ただ今、当選された高場志津子君から発言を求められていますので、これを許します。
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
ただ今、議長より羽幌町外 2 町村衛生施設組合議会議員当選の告知を受けましたので謹んでお受けいたします。もとより微力ではございますが、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら最善の努力をしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。
日程第 1 2 選 挙 第 4 号
議長 木村健一 君
日程第 1 2 選挙第 4 号 北留萌消防組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
指名の方法については議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。
北留萌消防組合議会議員に斉藤勝博君を指名します。
お諮りします。ただ今議長が指名した斉藤勝博君を当選人と定めることにご異議ありませんか。
(全員異議なしの声あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、斉藤勝博君が当選されました。
ただ今、当選された斉藤勝博君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をします。
4番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
ただ今、当選された斉藤勝博君から発言を求められておりますのでこれを許します。
4番 斉藤勝博君。
4番 斉藤勝博 君
ただ今、北留萌消防組合議会議員に当選の告知を受けましたので、謹んでお受けいたします。
議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら勤めを果たしていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。
暫時休憩いたします。
(休憩 午後2時20分 再開 午後3時00分)
村長議会招集挨拶
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和5年第1回初山別村議会臨時会の開会に際しまして、議会招集のご挨拶を申し上げます。
若葉が芽吹く季節を迎え、議員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多用のところ、臨時議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼申し上げます。
統一地方選挙後、初の議会招集であります。議員の皆様方には、村民の皆様の信望と期待の

<p>もとの、栄えあるご当選を果たされましたこと、先ずもって慶祝の意を表しますと共に、一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。</p>
<p>また、先刻議会におきまして議長及び副議長の選挙を始め、常任委員会等のポストの選任が行われ、それぞれの役職にご就任になりましたこと、心からお祝いを申し上げます。</p>
<p>私もこのたび、村長選挙に5度目の立候補をいたし、村民の皆様の深いご理解をいただき、引き続き村政運営を担うこととなりました。その責任の重さを改めて感じているところですが、決意を新たに、その期待に応えられるよう、専心努力を重ねて参る所存でありますので、今後ともご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p>
<p>さて、本日提案いたしております案件は、監査委員の選任を求める同意1件と、議案1件、承認案件5件についてであります。</p>
<p>同意案件につきましては、議員の改選に伴いまして、議会から新たに推薦いただきました、鎌田健治議員を監査委員に選任いたしたいと存じますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。また、議案は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、承認案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、年度末に専決処分をさせていただきました初山別村税条例の一部を改正する条例の制定についてほか、令和4年度の一般会計補正予算、後期高齢者医療保険特別会計補正予算、簡易水道事業特別会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算の5件の承認についてであります。</p>
<p>それらの内容につきまして、上程の際、詳細説明いたしますのでご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。何分、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p style="text-align: center;">日程第13 同 意 第 1 号</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>日程第13 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。</p>
<p>本件について3番鎌田健治議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>暫時休憩します。</p>
<p>(休憩 午後3時06分 再開 午後3時07分 鎌田議員退場)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>再開します。</p>

提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦 君	
同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	
次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。	
記	
区 分	議会議員
住 所	初山別村字初山別86番地1
氏 名	鎌 田 健 治
生年月日	昭和25年 2月20日
令和 5年 5月 1日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
議長 木村健一 君	
説明が終わりました。	
お諮りします。本件は質疑、討論を省略し、直ちに採決をしてご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。	
本件はこれに同意することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。	
暫時休憩します。	
(休 憩 午後3時09分 再 開 午後3時10分 鎌田議員入場、着席)	
日程第14 議 案 第 2 5 号	
議長 木村健一 君	
再開します。	
日程第14 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを	

議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 5年 5月 1日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 病気休暇に関する人事院規則の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15 承認 第 2 号
日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

初山別村税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 5年 5月 1日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
記
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、これで質疑を打ち切りなお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。
日程第16 承認 第 3 号
議長 木村健一 君
日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度北海道初山別村一般会計補正予算(第11号)〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度北海道初山別村一般会計補正予算(第11号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

	令和 5年 5月 1日提出
	初山別村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
質問の方法は歳入・歳出一括質疑とします。	
質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですので、これで質疑を打ち切りなお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。	
日程第17 承認 第 4 号	
議長 木村健一 君	
日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)〕を議題とします。	
説明を求めます。小川住民課長。	
住民課長 小川志鏡 君	
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	
令和4年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。	
	令和 5年 5月 1日提出
	初山別村長 宮本 憲 幸

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質問の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決をします。
承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって本件は承認することに決定しました。
日程第18 承認第5号
議長 木村健一 君
日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)〕を議題とします。
説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 5年 5月 1日提出
初山別村長 宮本 憲 幸

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質問の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決をします。
承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって本件は承認することに決定しました。
日程第19 承認 第 6 号
議長 木村健一 君
日程第19 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)〕を議題とします。
説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 5年 5月 1日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質問の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決をします。
承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって本件は承認することに決定しました。
日程第20 発 議 第 4 号
議長 木村健一 君
日程第20 発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。
議会活動として議員の派遣について本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められている事案について道内外の関係機関に議員を派遣することとし、派遣する議員についてはその都度議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本議会は本日より次期定例会までの間必要と認められる事案について、議員を派遣することとし、派遣する議員については議長において指名することに決定しました。

日程第 2 1

議長 木村健一 君

日程第 2 1 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第 7 4 条の規定によってお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 木村健一 君

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

改選後の初議会でございますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

改選後最初の臨時会において引き続き議長を拝命し、まことに身に余る光栄であり、その重責を痛感しているところでございます。今改選におかれましては、初山別村議会始まって以来の欠員ということで、これからについて、地方自治の在り方、あるいは議会の在り方について、議員の担い手対策これが大きな課題であろうと思っております。様々な立場から検討を加えこの 4 年間、その担い手対策に取り組んでいかねばならないと思っておりますのでございます。

また、今までの 3 年間はコロナ感染下ということで、議会として満足な活動が出来なかった。これからの 4 年間は、様々な形で村民と向き合い、いろいろな課題に果敢に挑戦していかねばならないと思っております。この 4 年間、村をいろいろ回って見ましたら、人は減り、家は無くなり、随分高齢化が進み過疎が進んだなという思いをしております。議会としても様々なことをいろいろな角度から検討を加え、一般質問、さらには常任委員会活動を通じて何としましても、この過疎に歯止めをかけるための、あらゆる手段を尽くさねばならない、非常に大事な 4 年間であると思っております。議員の力を合わせて、行政と様々な意見交換をしながら一体となり、より良い地域づくりに邁進してまいりたいと思っておりますので、4 年間ご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

議長 木村健一 君

令和5年第1回初山別村議会臨時会を閉会します。

(令和5年5月1日 午後4時30分)